第４編　管きょ更生工法編

第 １ 節　　管きょ内面被覆工（製管工法）

第 ２ 節　　管きょ内面被覆工（反転・形成工法）

第 ３ 節　　換気工

第 ４ 節　　管きょ更生水替工

第１節　管きょ内面被覆工（製管工法）・目次

１　適用範囲 …… ４－１－１

２　内面被覆（製管工法） …… ４－１－１

1　適用範囲

本資料は、下水道管路の既設管内に更生管材（硬質塩化ビニル材など）を製管し、既設管と更生管の隙間に裏込材を充填し、既設管と更生管が一体となった複合管を築造する場合に適用する。

適用範囲は、既設管径 800 ㎜未満とし、管きょ内での人力作業を伴わない工法とする。

施工概要や更生材料、製管等については下水道用設計標準歩掛表　B-65 管きょ内面被覆工（製管工法）による。

2　内面被覆（製管工法）

(1)　適用範囲

本資料は、管きょ内面被覆工（製管工法）に用いる更生材料・製管・裏込め・仮設備・機械器具損料に係る費用の積算に適用する。

(2)　単価表

単－１　内面被覆工（製管工法）　　（１ｍ当り）

種　　目	形状寸法	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘　　要
更生材料		m				
製管工		m				
更生管材融着工		箇所				
注入口取付工		回				
浮上防止工		m				
注入工		m^3				
浮上防止用 チェーン損料		本				
仮設備設置・撤去工	（設置）	回				
仮設備設置・撤去工	（撤去）	回				
仮製管工		回				
製管機搬入組立工		回				
製管機分解搬出工		回				
機械器具損料		式				
計						

第２節　管きょ内面被覆工（反転・形成工法）・目次

１　適用範囲 ・・・

1　適用範囲

本資料は、下水道管路の既設管内に硬化性樹脂を含浸させた繊維質の材料、プラスチックの材料または塩化ビニル製の材料等を、加圧反転あるいは引込によって挿入し、管内で加圧状態のまま熱、光、冷却または常温で硬化させ、管内面に密着した更生管（自立管）を形成する場合に適用する。

また、本資料は既設管径及び更生延長が次表に示す範囲であり、かつ管きょ内での人力作業を伴わない場合に適用する。

施工概要や更生材料、反転・形成等については、下水道用設計標準歩掛表　B-66　管きょ内面被覆工（反転・形成工法）による。

2　仮設備

(1)　適用範囲

本資料は、反転・形成に必要な仮設備の設置・撤去作業に適用する。

(2)　単価表

単－１　仮設備設置・撤去工（反転・形成工法）　（1 回当り）

種　　目	形状寸法	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘　　要
仮設備設置・撤去工	（設置）	回				
仮設備設置・撤去工	（撤去）	回				
計						

3　換気設備・水替（反転・形成工法）

(1)　適用範囲

本資料は、反転・形成工法に必要な換気・水替作業に適用する。

(2)　単価表

単－１　換気設備・水替工（反転・形成工法）　（1 回当り）

種　　目	形状寸法	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘　　要
換気設備工		日				３換気工
反転・形成用水替		日				４管きょ更生水替工
計						

第３節　換気工・目次

１　換気設備　・・・

1　換気設備

(1)　適用範囲

本資料は、既設管内で発生する有毒ガス等の換気作業に適用する。

機械運転単価表については、下水道用設計標準歩掛表　B-67　換気工による。

第４節　管きょ更生水替工・目次

１　反転・形成用水替　・・　４－４－１

1　反転・形成用水替

(1)　適用範囲

本資料は、流下水が管きょ内作業を妨げないよう排水する作業に適用する。

施工歩掛や機械運転単価表等については、下水道用設計標準歩掛表　B-68　管きょ更生水替工による。